

令和5年3月20日
川崎市地域自立支援協議会全体会議



川崎市における 地域生活支援拠点等の 考え方について (案)

川崎市健康福祉局
障害保健福祉部・地域包括ケア推進室・総合リハビリテーション推進センター

国が示す地域生活支援拠点等機能

●目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

●必要な機能（具体的な内容）

① 相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。

（例：「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等）

地域生活支援拠点等機能の整備とは

- 地域生活支援拠点（中略）は、障害者及び障害児の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、**地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもの**である。

（平成29年7月7日付障障発0707第1号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「地域生活支援拠点等の整備促進について」）

- 障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、**障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること**。

（地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】、平成31年3月、厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課）

- 地域には、障害者等を支える様々な資源が存在し、これまでも地域の障害福祉計画に位置付けられ整備が進んできているところであるが、**資源が存在しても、それらの間に有機的な結びつきがなく、効率的・効果的な地域生活支援体制となっていない**（中略）**このため、障害者等の地域生活支援に（中略）必要な機能を持つ主体の連携等により、（中略）地域生活支援拠点及び面的な体制の整備の推進**を図る。

（平成27年4月30日付障障発0430第1号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について」）

つまり、

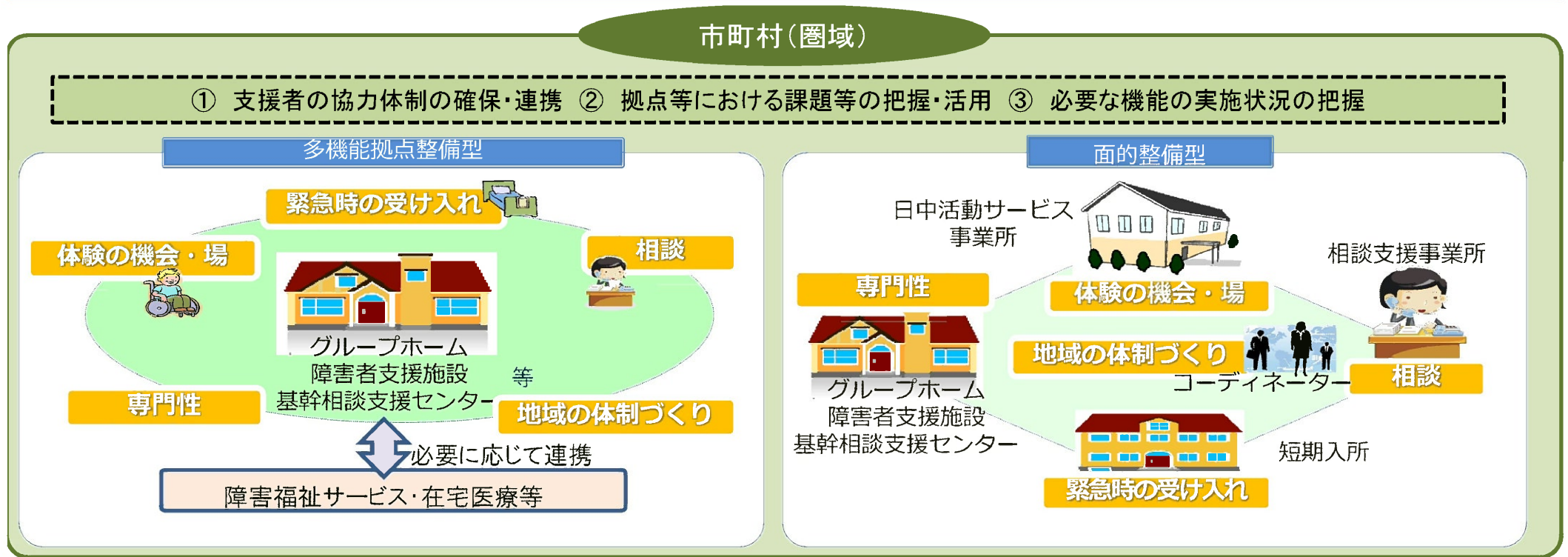
地域生活支援拠点等機能の整備 ≠ 施設整備

→**サービス提供体制（システム）を整える**ことを指す。

国が示す地域生活支援拠点等機能の整備手法

○拠点等の機能強化を図るため、地域の実情に応じた整備を行うこととされている。

- ・多機能拠点整備型 拠点等に必要な機能を集約し、共同生活援助（GH）や障害者支援施設等に付加した拠点を整備
- ・面的整備型 拠点等に必要な機能を複数の機関が分担して担う体制を整備
- ・併用 多機能拠点整備型と面的整備型を併用



引用：地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】、平成31年3月、厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

川崎市における地域生活支援拠点等機能の整備手法

- 川崎市の規模や障害者数から、単体の拠点施設のみで、市全体の地域生活支援拠点等機能を担う（サービス提供体制を構築する）ことは現実的ではない。
- 障害者の特性は多様であり、ひとりひとりの特性にあった社会資源の対応が必要。
- 川崎市では、現在までに障害特性に対応した様々な取組や、多くの機関・事業所等が役割分担することで、地域生活支援拠点等機能が一定程度整備されている。

以上の川崎市の実情を踏まえた整備手法は

⇒ **面的整備型を中心とした多機能拠点整備型の併用**

川崎市における地域生活支援拠点等機能

機能1 相談

項目	内容
<p>国が例示している機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、地域定着支援を活用してコーディネーターを配置 ・ 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録し、常時の連絡体制を確保 ・ 障害特性に起因する緊急事態等において、必要なサービスのコーディネート、相談、その他必要な支援
<p>川崎市における対応</p> <p>〔 〕は主な事業所等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス等利用者へのサービスの利用調整、緊急時に支援が見込めない世帯の把握〔指定特定、指定一般、地域型、拠点施設等〕 ・ 障害福祉サービス等の利用の有無に関わらない総合的な相談、緊急時に支援が見込めない世帯の把握〔基幹型・地域型・拠点施設・区等〕 ・ 緊急対応における事業所調整（開所時間内におけるサービス調整等）〔各機関〕 ・ 医療的ケアが必要な重症心身障害児・者の把握〔医ケア拠点〕 ・ 相談内容毎の進捗管理〔各機関〕 ・ 切れ目のない包括的な障害福祉・介護・医療の連携体制の構築〔地域自立支援協議会等〕 ・ <u>既存の多くの機関・事業所の相談支援専門員・職員がコーディネーターの機能を有している。</u> ・ <u>基幹型、地域型、拠点施設、医療的ケア児者支援拠点、区役所は、通常業務の一環として機能を有している。</u>

川崎市における地域生活支援拠点等機能

機能1 相談(つづき)

項目	内容
川崎市における対応(つづき)	<p>【現状でも機能があるが、今後より取り組みたいもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所事業所情報の把握・共有・提供〔基幹型〕 ・ GH事業所情報の把握・共有・提供〔基幹型〕 ・ 緊急時を想定したサービス等利用計画等の作成〔基幹型・地域型・指定特定・拠点施設等〕 ・ 緊急対応の実効性を担保するために、短期入所の事前の体験や、施設への情報提供、サービス利用に繋がっていない緊急性の高い本人や家族への打診(事前アプローチ)等。〔基幹型・地域型・指定特定・拠点施設・区等〕 ・ 障害者の重度化・高齢化・親亡き後等を見据えた権利擁護の推進〔各機関〕
届出が必要な事業所の要件 ※拠点機能としての加算の算定可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定一般・指定特定相談支援事業所については、以下の<u>いずれかの要件を満たす事業所が市に届出を行うことで機能を有する。</u> <ul style="list-style-type: none"> 要件1 各区地域自立支援協議会相談支援事業所連絡会に参加すること 要件2 休日・夜間等に相談に応じていること(必ずしも24時間対応は必須としない)

川崎市における地域生活支援拠点等機能 機能2 緊急時の受け入れ・対応

項目	内容
国が例示している機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保 ・ 介護者の急病、障害者の状態変化等の緊急時に受け入れ ・ 医療機関への連絡等の必要な対応
川崎市における対応 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市障害者（児）緊急時短期入所ベッド確保事業の実施（委託） 〔みずさわ(1床)、ライブリー(2床)、ラシクル川崎(5床)〕 ・ 指定管理施設でも実施 〔桜の風(5床)〕 ・ 短期入所・訪問系サービス等事業所における法定サービスの中での受入・対応 体験を含めて一度サービス利用を行うなど、平時から緊急時に備えた対応等を実施。 ・ 拠点施設で法定サービス（短期入所）を実施 「生活支援・地域交流事業」にて緊急対応 <p>【現状でも機能があるが、今後より取り組みたいもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急利用発生時に、空きベッドのある短期入所事業所の情報の連携。 緊急対応時の受入可能短期入所事業所の把握には仕組みが必要。緊急時のみならず平時から短期入所事業所、相談支援事業所等の情報連携の仕組みについて検討を行う。 ・ 情報連携の仕組みについては、簡易的かつ普段の短期入所サービスでも活用できるようオンライン上での共有等を検討。
届出が必要な事業所の要件 ※拠点機能としての加算の算定可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市障害者（児）緊急時短期入所ベッド確保事業実施事業所、指定管理施設 ・ 「機能2 緊急時の受け入れ・対応」の機能については、以下の条件をいずれも満たす事業所が市に届出を行うことで算定が可能。 要件①緊急対応可能な事業所として市HP等での公開することに同意いただくこと 要件②情報連携に必ず協力いただくこと（短期入所のみ）

川崎市における地域生活支援拠点等機能

機能3 体験の機会・場

項目	内容
国が例示している機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行等にあたり、GHなどの障害福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験機会（場）を提供
川崎市における対応（主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理施設で地域移行に向けた体験事業を実施〔陽光ホーム、桜の風〕 ・ 共同生活援助（GH）における法定サービスの中での体験利用 ・ 拠点施設における法定サービス（共同生活援助）の中での体験利用 <p>【現状でも機能があるが、今後より取り組みたいもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定一般相談支援事業所や地域移行コーディネーターによる、地域移行に向けた関係機関（入所施設、GH、日中活動事業所、相談支援事業所）との連携・調整等 ・ 基幹相談支援Cによる、体験利用の受入事業所の情報把握
届出が必要な事業所の要件 ※拠点機能としての加算の算定可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中活動系事業所 体験利用の受入可能な事業所として、市HP等での公開することに同意いただくこと ・ 指定一般相談支援事業所 積極的に地域移行に取り組んでいること

川崎市における地域生活支援拠点等機能 機能4 専門的人材の確保・養成

項目	内容
国が例示している機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行なうことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。
川崎市における対応 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児・者等に対する専門的な対応、人材確保のための研修の実施、総合的な支援体制の整備〔医療的ケア児・者等支援拠点等〕 ・ 相談支援従事者研修・強度行動障害支援者養成研修等、各種の専門的な研修計画の検討や、研修の実施〔総合リハビリテーション推進センター、基幹型等〕 ・ 相談支援従事者の育成や質の確保についてまとめた「川崎市における相談支援従事者人材育成カリキュラム」の作成〔地域自立支援協議会〕 ・ 専門的な対応や、関係機関への専門的・技術的支援、地域の人材育成〔地域リハビリテーションセンター等〕

川崎市における地域生活支援拠点等機能

機能5 地域の体制づくり

項目	内容
国が例示している機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置。 ・ 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。
川崎市における対応 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく地域包括ケアシステム構築の取組〔各機関〕 ・ 全世代・全対象型の地域リハビリテーション体制の構築による、障害者の地域生活を支える体制整備〔各機関〕 ・ 市・区地域自立支援協議会による障害者等への支援体制の整備（相互の連絡、情報共有、連携の緊密化等） ・ 地域相談支援センターにおける地域のネットワークづくり ・ 基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制整備の取組 ・ 地域住民ボランティアの育成・活動支援、障害者等と地域住民ボランティアの交流支援等の生活支援・地域交流事業〔拠点施設〕 ・ 市自立支援協議会入所施設からの地域移行部会、精神障害者地域移行・地域定着支援部会等による、障害者の地域移行に向けた地域の体制づくり

川崎市における地域生活支援拠点機能の評価・検証

【国の規定】

- 第6期障害福祉計画（R3～R5）において、「その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする」としている。（必要な機能の判断や内容の充足度については、市が判断）

【川崎市における経過】

- 第5次かわさきノーマライゼーションプランでは、「毎年、地域生活支援拠点連絡会を開催するなど、運用状況の検証等」を行うとしている。

【川崎市における今後の取組】

- 本市の拠点等機能の整備手法について、面的整備型を中心とした多機能拠点整備型の併用であることから、令和5年度以降拠点施設だけではなく**拠点等機能全体の運用状況の評価・検証**を行う。

- 具体的な流れは以下のとおり。

年度途中 各拠点等機能の所管部署が自己評価を実施。

例	相談	各事業所等の相談実績
	緊急対応	緊急時短期入所ベッド確保事業の利用実績
	体験の機会	体験事業の利用実績
	人材	各種研修の実施状況
	地域づくり	自立支援協議会の開催状況 等



年度末 市地域自立支援協議会において、市の各所管部署から拠点等機能の整備・運用状況に関する説明及び報告を行う。

まとめ

【ポイント】

○地域生活支援拠点等機能の整備とは安定した地域生活のためのサービス提供体制（システム）を整えること

- 目的 I .緊急時の相談支援の実施・短期入所等の活用
II .体験の機会の提供を通じて、地域移行しやすくする支援を提供

機能 ①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

○川崎市の実情を踏まえた整備手法は、面的整備型を中心とした多機能拠点整備型の併用

- ・川崎市では既に多くの機関・事業所等が役割分担することで、地域生活支援拠点等機能が一定程度整備済。
- ・点在する社会資源を、相談機能が中心となって有機的に連携することで、拠点等機能を整備・活用する。
- ・拠点施設は、特別支援学校の卒業生の日中活動の場の確保を目的とした複合施設であるが、その施設のもつ機能から多機能拠点整備型の側面もあり、地域生活支援拠点等機能の一部を担う施設である。

【川崎市において地域生活支援拠点等機能を整備することの意義】

- 障害者等が、相談機能を通じて短期入所やGHの事業所情報をより得やすくなる。
- 障害者等が、相談機能を通じて緊急時を想定した事前の準備がしやすくなる。
- 障害者等の重度化や高齢化に対応した、専門的な支援を提供できる体制を確保することができる。
- 地域の体制づくりを通して、様々なニーズに対応できる連携体制を構築することができる。

⇒障害者等が安心した地域生活を送るために必要な支援を提供しやすくなり、市民サービスの向上に繋がる。